

上尾市選挙管理委員会告示第16号

上尾市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月23日

上尾市選挙管理委員会委員長 鈴木 博

上尾市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

上尾市選挙管理委員会規程（昭和33年上尾市選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「市の文書の処理の例」を「上尾市選挙管理委員会行政文書管理規程（令和6年上尾市選挙管理委員会訓令第1号）の定めるところ」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、公印については、上尾市公印規程（昭和38年上尾市訓令第3号）の例による。

別表1の項第11号中「、異議申出書」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。